

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-270316
(P2004-270316A)

(43) 公開日 平成16年9月30日(2004.9.30)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
E O 4 F 19/00	E O 4 F 19/00	4 F 2 0 9
B 2 9 C 53/04	B 2 9 C 53/04	

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号	特願2003-63157 (P2003-63157)	(71) 出願人	000005832 松下電工株式会社 大阪府門真市大字門真1048番地
(22) 出願日	平成15年3月10日(2003.3.10)	(72) 発明者	柴田 健一郎 大阪府門真市大字門真1048番地松下電工株式会社内
		(72) 発明者	林 守男 群馬県沼田市井土上町135番地ナショナル建材工業株式会社内
		(72) 発明者	古市 直 群馬県沼田市井土上町135番地ナショナル建材工業株式会社内
		Fターム(参考)	4F209 AD08 AF08 AG14 AG21 AH48 NA01 NB01 NG02 NK10

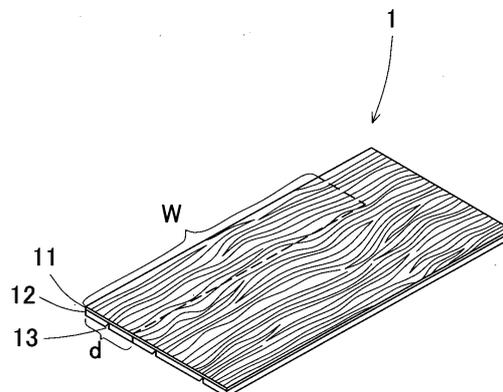
(54) 【発明の名称】 玄関框の表装方法

(57) 【要約】

【課題】 梱包、輸送等、物流の面で効率化を図ることができるとともに、現場で簡単に施工可能な化粧シートを用いる玄関框の表装方法を提供する。

【解決手段】 化粧フィルム11と基材12とを貼り合わせ、該基材12の裏面に予めV字溝13加工を施した化粧シート1を用いて、玄関框を表装する方法であって、化粧フィルム11の上記V字溝13部に相当する位置に沿って保護テープ3を着脱自在に延設するとともに、上記V字溝13を略直角に折り曲げて上記玄関框に接着させ、接着終了後に上記保護テープ3を除去することを特徴とする玄関框の表装方法

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

化粧フィルムと基材とを貼り合わせ、該基材の裏面に予めV字溝加工を施した化粧シートを用いて、玄関框を表装する方法であって、化粧フィルムの上記V字溝部に相当する位置に沿って保護テープを着脱自在に延設するとともに、上記V字溝を略直角に折り曲げて上記玄関框に接着させ、接着終了後に上記保護テープを除去することを特徴とする玄関框の表装方法。

【請求項 2】

上記保護テープが粘着テープである請求項 1 に記載の玄関框の表装方法。

【請求項 3】

上記化粧シートの厚みが 1.5 ~ 15 mm である請求項 1 に記載の玄関框の表装方法。

【請求項 4】

上記化粧フィルムが木目模様を有する請求項 1 に記載の玄関框の表装方法。

【請求項 5】

上記基材が木粉複合樹脂板から構成される請求項 1 に記載の玄関框の表装方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、玄関框の表装方法に関する。さらに詳しくは、既存の玄関框に化粧シートを貼着してリフォームする、玄関框の表装方法に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、玄関回りをリフォームする際、既設の框に被装して用いられる表装材や表装方法は公知であり、種々の技術が知られている（特許文献 1、2、3 参照。）

【0003】

【特許文献 1】

特開昭 62 - 135361 号公報（第 1 - 2 頁、第 1 図、第 2 図、第 3 図）

【特許文献 2】

特開 2002 - 86419 号公報（第 1 - 3 頁、第 1 図、第 2 図、第 3 図）

【特許文献 3】

特開平 7 - 117136 号公報（第 1 - 3 頁、第 1 図、第 4 図、第 6 図）

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

玄関周辺、とくに框のリフォームは、通常、芯材の表面に貼着された木質化粧単板や、化粧シート等を貼り替えることにより行われている。例えば、化粧シートを用いる場合は、現場で直ちに既存の框に被装できるように、化粧シートの裏面にV字溝を切り込み、略直角に折り曲げて、側面視略L字型に形成されたリフォーム用框が既に商品化されている。

【0005】

しかしながら、化粧シートを側面視略L字型に形成した形態では、嵩ばるため、梱包、輸送等、物流の面における効率がよくないという問題がある。さらに、物流時に、側面視略L字型部分のエッジ部が損傷するという問題もある。そこで、本発明は上記問題を解決して、梱包、輸送等、物流の面で効率化を図ることができるとともに、現場で、簡単に施工可能な化粧シートを用いる玄関框の表装方法を提供することをその課題とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明は、上記課題を解決するために考え出されたものであって、つぎのような技術的手段を講じている。すなわち、本発明によれば、化粧フィルムと基材とを貼り合わせ、該基材の裏面に予めV字溝加工を施した化粧シートを用いて、玄関框を表装する方法であって、化粧フィルムの上記V字溝部に相当する位置に沿って保護テープを着脱自在に延設するとともに、上記V字溝を略直角に折り曲げて上記玄関框に接着させ、接着終了後に上記保

10

20

30

40

50

護テープを除去することを特徴とする玄関框の表装方法が提供される。このようにすることによって、梱包、輸送等、物流面での効率化を図ることができるとともに、簡単に、優れた仕上がりで、既存の玄関框に化粧シートを接着することができる。

【0007】

上記保護テープが粘着テープであることが好ましい。粘着テープが、V字溝の谷部分を構成する化粧フィルムの上面に着脱自在に延設され、補強するため、折り曲げ時にV字溝が裂開することや、白化を防止するとともに、接着終了後には、簡単に除くことができる。

【0008】

上記化粧シートの厚みを1.5～15mmとすることが好ましい。このようにすることによって、現場の既存の玄関框の仕様に合わせて、適切な厚みで既存框をリフォームすることができる。

10

【0009】

上記化粧フィルムが木目模様を有するものであることが好ましい。このようにすることによって、天然木調の自然な外観を有する玄関框にリフォームすることができる。

【0010】

上記基材が木粉複合樹脂板から構成されることが好ましい。例えば、木粉、ポリオレフィン樹脂等を含む木粉複合樹脂板を基材に用いることによって、V字溝の溝加工が容易にできるとともに、リフォーム後の玄関框に適度なクッション性を与え、快適な使用感をもたらすことができる。

【0011】

20

【発明の実施の形態】

以下、本発明の好ましい実施の形態について、図面を参照して、さらに詳細に説明する。図1は、本発明にかかる玄関框の表装方法に用いる化粧シート1を示す斜視図である。図1において、大きさが、半間×1間の化粧シート1は、木目模様の化粧フィルム11と、木粉複合樹脂板からなる基材2とを貼り合わせてなり、木粉複合樹脂板の裏面には、V字溝13が切り込まれている。

【0012】

以下、上記化粧シート1を用いて框をリフォームする方法につき、図面を参照して説明する。まず、図2の斜視図に示す既存框2の横幅W、奥行きd1、縦d2の長さをそれぞれ測定し、それに合わせて、化粧シート1を切断する。すなわち、図2の既存框2における、d1とd2の合計の長さdに合わせ、図1に示す化粧シート1を幅dで切断するとともに、框の横幅に合わせて、長さWで切り取る。

30

【0013】

上記のようにして、切り取られた化粧シート1は、そのV字溝13に相当する位置に沿って、保護テープ3として粘着テープを延設し、図3(a)に示すように奥行き部分d1を既存框2の上面に両面粘着テープで仮止めした後、接着する。ついで、図3(b)に示すように、V字溝13部分を折り曲げ、既存框2の正面に縦部分d2を接着剤4で接着する。このとき、V字溝13の谷部分は、化粧フィルム11のみで構成されているが、保護テープ3で補強されているため、折り曲げ時に裂開したり、化粧フィルム11が白化することを防止できる。上記のようにして、既存框2の角部にきっちりと、化粧シート1を被装し、接着が完全となるまでは、図3(c)に示すように保護テープ3は、貼着したままにしておく。

40

【0014】

接着が完了したら、保護テープ3を除去し、かくして、既存框2に化粧シート1を接着することができる。図4に本発明にかかる玄関框の表装方法を実施した既存框2の斜視図を示す。図4から、本発明にかかる玄関框の表装方法を実施すれば、天然木調の自然な外観を有する玄関框にリフォームできることが明らかである。なお、図1に示す化粧シート1は、3つのV字溝13を有しているため、3件の玄関框のリフォームに対応できる。しかしながら、図1に示す半間×1間の大きさの化粧シート1のみならず、種々の大きさとする事可能であり、またV字溝13も3つに限られることはない。このように、本発明に

50

かかる化粧シート 1 は、種々に設計変更可能であり、いずれも本発明の技術範囲に属する。

【 0 0 1 5 】

【 発明の効果 】

以上述べたように、請求項 1 に記載の発明は、化粧フィルム 1 1 と基材 1 2 とを貼り合わせ、該基材 1 2 の裏面に予め V 字溝 1 3 加工を施した化粧シート 1 を用いて、玄関框を表装する方法であって、化粧フィルム 1 1 の上記 V 字溝 1 3 部に相当する位置に沿って保護テープ 3 を着脱自在に延設するとともに、上記 V 字溝 1 3 を略直角に折り曲げて上記玄関框に接着させ、接着終了後に上記保護テープ 3 を除去することを特徴とする玄関框の表装方法である。このようにすることによって、梱包、輸送等、物流面での効率化を図ることができるとともに、簡単に、優れた仕上がりで、既存の玄関框に化粧シート 1 を接着することができる。

10

【 0 0 1 6 】

請求項 2 に記載の発明は、上記保護テープ 3 が粘着テープとされる。このようにすることによって、粘着テープが、V 字溝 1 3 の谷部分を構成する化粧フィルム 1 1 の上面に着脱自在に延設され、補強するため、請求項 1 に記載の発明の効果に加えて、折り曲げ時に V 字溝 1 3 が裂開することや、白化を防止するとともに、接着終了後に、簡単に除くことができる。

【 0 0 1 7 】

請求項 3 に記載の発明は、上記化粧シート 1 の厚みを 1 . 5 ~ 1 5 m m とされる。このようにすることによって、請求項 1 に記載の発明の効果に加えて、現場の既存の玄関框 2 の仕様に合わせて、適切な厚みで既存框をリフォームすることができる。

20

【 0 0 1 8 】

請求項 4 に記載の発明は、上記化粧フィルム 1 1 が木目模様を有するものとされる。このようにすることによって、請求項 1 に記載の発明の効果に加えて、天然木調の自然な外観を有する玄関框にリフォームすることができる。

【 0 0 1 9 】

請求項 5 に記載の発明は、上記基材 1 2 が木粉複合樹脂板から構成される。例えば、木粉、ポリオレフィン樹脂等を含む木粉複合樹脂板を基材に用いることによって、請求項 1 に記載の発明の効果に加えて、V 字溝 1 3 の溝加工が容易にできるとともに、リフォーム後の玄関框に適当なクッション性を与え、快適な使用感をもたらすことができる。

30

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明の玄関框の表装方法に用いる化粧シートを示す斜視図である。

【 図 2 】 既存の框を示す斜視図である。

【 図 3 】 (a)、(b)、(c)

既存の框に本発明の玄関框の表装方法を実施するための説明図である。

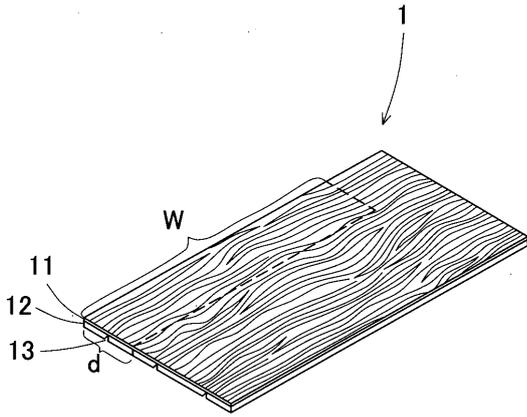
【 図 4 】 本発明の玄関框の表装方法を実施した既存框を示す斜視図である。

【 符号の説明 】

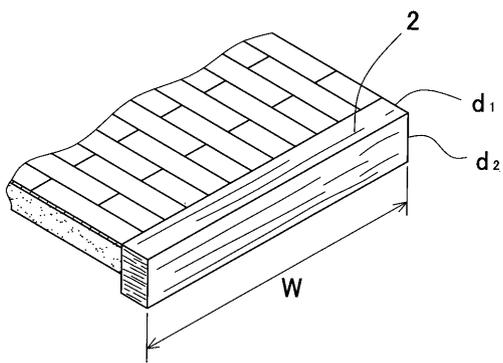
- | | |
|-----|-----------------|
| 1 | 本発明の方法に用いる化粧シート |
| 1 1 | 化粧フィルム |
| 1 2 | 基材 |
| 1 3 | V 字溝 |
| 2 | 既存框 |
| 3 | 保護テープ |
| 4 | 接着剤 |

40

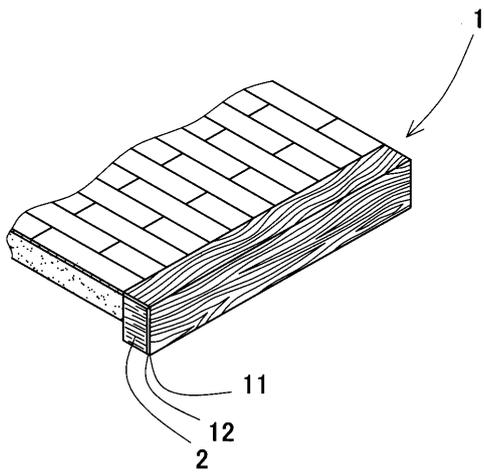
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 4 】



【 図 3 】

